

柏原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

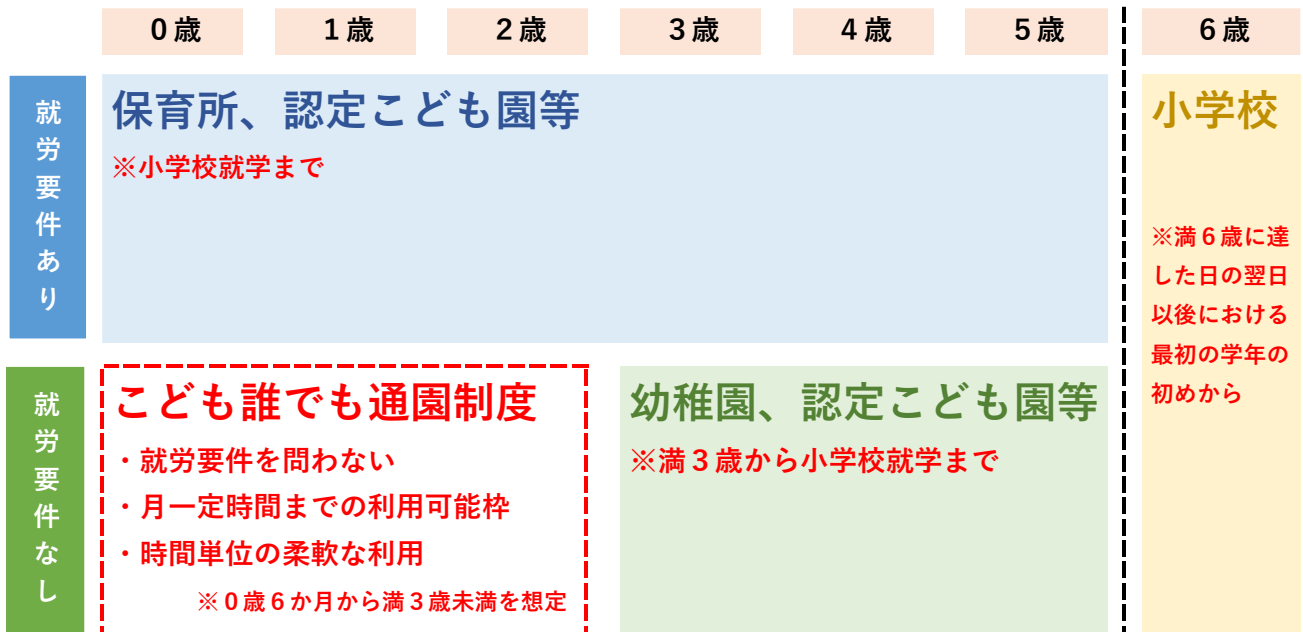
1. 条例制定の趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度：児童福祉法においては「乳児等通園支援事業」）が令和8年4月から本格実施されました。事業者においては給付費の支給を受けるための基準を満たす必要があり、今般、その基準を定める条例を定めるものです。

なお、この基準については、令和8年度末までは、内閣府令に定められた基準を市条例で定めた基準とみなすことができますが、以降は市条例において定めておかななくてはなりません。

2. 乳児等通園支援事業の概要

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	事業所が直接徴収する
利用方法（契約）・ 予約方法	事業所との直接契約 ※利用にあたっては、国予約システムを活用することを基本とする
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点等



3. 条例案について

(1) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、次の2つに分類されます。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許されるもの

(2) 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
利用定員、面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、あつせん及び要請に対する協力、支払、特定乳児等通園支援の取扱方針、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応	一般原則、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等支援支給認定証の申請に係る援助、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録、乳児等支援給付費の額に係る通知等、特定乳児等通園支援に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、掲示等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、会計の区分、記録の整備等、電磁的記録等、

(3) 条例案の考え方

本市の条例の制定においては、国と異なる基準等の追加は行わず、すべて国の基準と同内容とすることとします。

(4) 施行日

令和9年4月1日予定